

情 個 審 答 申 第 8 号

平成 30 年 2 月 14 日

熊本市人事委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 10 月 27 日付け、熊市人委発第 204 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成 17 年度から平成 27 年度までに実施機関において把握している市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談又は処分の件数、内容及び対応を示す文書の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について

別 紙

諮問第7号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市人事委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成17年度から平成27年度までに実施機関において把握している「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」等の「〇〇ハラスメント」の件数（実際に処分を下したもののだけでなく、相談を受け付けたり、指摘されたりして把握しているものを含む。）、その内容及び処分や対応についてわかる文書を開示請求したことに対し、実施機関が文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消を求めたものである。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

所属や氏名を公開することが許されないことは、プライバシー保護の観点からも納得できるが、氏名、年齢、対象者双方の所属、行為が行われた場所及び日時さえ不開示とすれば、具体的な言動を情報開示したところで、これらの情報を結び付けて個人を特定することは不可能であり、また不利益な取り扱いを受けるものでもない。

また、事実を公表することで、通報・相談事例減少のための抑止力となるとともに、しっかりと対応してもらえるのであれば諦めずに通報・相談しようという職員の後押しにもなり、事業の適切な執行に支障を及ぼす恐れなどなく、十分な公益を有するというものである。

なお、熊本市コンプライアンス活動報告書においては、平成23年度は運用状況を掲載しているが、それ以降は相談件数しか掲載しておらず、これは熊本市職員等の内部通報制度に関する要綱第18条に規定する「概要」とはいえず、同要綱に違反している。活動報告書等でどのような行為が行われたのか、概要や処理状況を公表しているから、その基となる具体的な相談内容を不開示とする理由はない。

2 実施機関の主張

実施機関が、弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

苦情相談の内容には、その性質上、苦情相談の対象となる職員（以下「苦情対象者」という。）の具体的な言動が含まれていることが多く、また、苦情対象者が相談者の上司や同僚等であることが多い。このような状況の中で、苦情対象者又は苦情相談に至った経緯を知る職員が相談内容について開示請求を行った場合、相談者の所属や氏名のみを不開示として相談内容を開示する取扱いをすれば、苦情相談を行った職員を容易に特定できる可能性が高い。よって、特定の個人が識別されるといえる。

苦情相談においては、相談者が、苦情対象者との関係を懸念する等により、その内容を苦情対象者や所属長にすら伝えないように要望されることが多い。このような状況の中で、相談者の所属や氏名のみを不開示とし相談内容を開示する取扱いをすれば、今後実施機関に対する相談を躊躇する要因となりかねない。また、苦情の解決には、当事者やその周辺の職員の協力が不可欠であるから、苦情相談及びこれに対する実施機関の対応の具体的な内容を開示することは、これらの関係者との信頼関係をも失わせることになり、また、今後生ずることが想定される問題について、関係者の協力を得ることが困難になる等、問題の解決に向けた努力に支障を及ぼすおそれがある。

なお、実施機関は、活動報告書等において、どのような行為が行われたか、概要や処理状況を公表したという事実はない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成17年度から平成27年度までに実施機関において把握している市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等（以下「セクハラ等」という。）に関する相談又は処分の件数、内容及び対応を示す文書（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書について

実施機関は、相談内容を具体的に示すことにより相談者を容易に特定できること、及

び相談者が相談を躊躇したり、周囲の協力者の協力を得ることができなくなって事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件文書の一部について条例第7条第2号及び第6号により不開示であると主張する。これに対し審査請求人は、具体的な言動を開示しても個人を特定することは不可能であること、及び具体的な事例を示して対応することで相談しようとする職員を後押しすることを理由として条例第7条第2号及び第6号該当性を否定する。

そこで、本件文書におけるセクハラ等の具体的な言動が記載された文書の不開示部分のうち、審査請求人が不服を申し立てていると思われる部分について、それぞれ条例第7条第2号該当性及び条例第7条第6号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報を原則として不開示情報にすることを定めたものである。一方で同号ウは、個人に関する情報であっても、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められる情報については除外している。よって、同号によって不開示となる情報とは、個人に関する情報であって個人識別性があり、かつ、特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても、開示することにより保護される個人の利益が害されるおそれがある情報をいう。

ア 本件文書のうち就業等相談報告書中苦情の具体的内容及び処理状況が記載された部分

苦情の具体的内容の欄には、セクハラ等が行われたと主張する相談者が訴える行為者、被害場所、日時、行為の具体的手法・発言が詳細に記載されている。処理状況の欄には、実施機関の職員が相談を受けた後にとった対応について、日時、アドバイスの内容、人事課との調整内容が詳細に記載されている。これらの記載内容は、特定の職員が他の特定の職員に対して行った行為及び対応を示した情報であるので、条例第7条第2号の「個人に関する情報」であるといえる。また、記載内容は極めて詳細であり、相談者と一定の範囲内の者には相談者を推測できる程度に識別性を有する記載であるといえる。そして、セクハラ等の相談記録という性質から相談者の名誉や感情に配慮する必要性が特に高く、また、通常他人に知られたくないと望む情報であることから、相談者の所属部門といった特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても、開示することにより、相談者の名誉やプライバシーといった権利利益が害されるおそれがある情報といえる。

よって、本件文書のうち就業等相談報告書中苦情の具体的内容及び処理状況が記載

された部分は、条例第7条第2号に該当する。

(2) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、事務事業に関する情報のうち、開示することにより当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

ア 本件文書のうち就業等相談報告書中苦情の具体的内容及び処理状況が記載された部分

前述のとおり、苦情の具体的内容及び処理状況部分には、一定の範囲内の者には個人が識別される程度の詳細な行為の記載があった。セクハラ等の苦情相談をする者は、プライバシーが保護されることを前提として相談窓口に訴えるはずである（職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱第9条、職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱第9条）。このため、相談者名を伏せた状態とはいえ相談内容を開示するとなれば、将来相談者が、自己の供述内容が開示されることを憂慮して、事実をありのままに述べることに消極的になることが容易に想像できる。その結果、必要な具体的・客観的な情報を得ることが困難になり、セクハラ等を行った者に対して公正な処分を行うことに支障が生じるおそれがある。

よって、本件文書のうち就業等相談報告書中苦情の具体的内容及び処理状況が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、苦情の具体的内容、及び処理状況を不開示と判断した本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木 絹子
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	馬場 啓
委	員	澤田 道夫
委	員	魚住 弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月19日	熊本市人事委員会から諮問を受けた。 熊本市人事委員会から審査請求書の写しを受理した。 熊本市人事委員会から弁明書の写しを受理した。 熊本市人事委員会から反論書の写しを受理した。
平成28年11月9日	諮問の審議を行った。
平成29年1月11日	諮問の審議を行った。
平成29年10月11日	諮問の審議を行った。
平成29年11月8日	諮問の審議を行った。
平成29年12月13日	答申案の審議を行った。
平成30年1月10日	答申案の審議を行った。
平成30年2月14日	答申案の審議を行った。